

福井県気候変動適応センター設置要綱

(設置)

第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条の規定により、福井県における気候変動適応を推進するため、気候変動影響および気候変動適応に関する情報の収集、整理および提供等を行う拠点として、福井県気候変動適応センター（以下「センター」という。）を設置する。

(組織)

第2条 センターは、センター長およびセンター職員をもって組織する。

2 センター長は、福井県エネルギー環境部環境政策課長をもって充てるものとし、センターを総括する。

3 センター職員は、福井県エネルギー環境部環境政策課の職員のうち、気候変動適応に関する業務を行う者をもって充てるものとする。

(業務)

第3条 センターは、第1条に定める目的を達成するため、国、国立環境研究所、庁内の適応施策所管課、県公設試験研究機関および別表に定める協力機関と連携し、次の業務を行う。

- (1) 気候変動影響および気候変動適応に係る情報の収集、整理および分析
- (2) 県内における気候変動適応事例の収集
- (3) 県民や県内事業者等への気候変動影響および気候変動適応に係る情報の提供・相談対応
- (4) 地域気候変動適応計画の策定や適応の推進のための技術的助言

(事務局)

第4条 センターの事務局は、福井県エネルギー環境部環境政策課に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月 1日から施行する。

別 表

福井大学
福井県立大学
福井工業大学
仁愛大学